

年金・一時金をご請求される皆様へ

東京薬業企業年金基金

緊急事態宣言の発令に伴う基金事務局の対応について

日頃より、当基金の事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日（木）、政府から『緊急事態宣言』が発令されたことを受け、当基金では、「感染拡大の防止」・「感染リスクの低減」・「健康状態、命の保全」の観点から、当分の間、下記のとおり基金事務局の事務処理体制を縮小して対応させていただくこととなりました。

ご請求者の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関してご不明な点等ありましたら、下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 事務処理体制の縮小期間

令和3年1月18日（月）から当分の間（2月26日までを想定）

2. 事務処理体制縮小等による影響

(1) 連絡窓口等について

基金事務所は平常どおり開所しておりますが、お電話によるお問合せの際、繋がりにくくなったり、お待たせする場合があります。

(2) 年金又は一時金の事務手続きについて

年金又は一時金の各種請求書類をご提出後、年金や一時金の事務処理期間として通常期であれば2～3ヵ月程度のお時間をいただいているところですが、事務処理体制の縮小に伴い、通常期より1ヵ月程度遅れる場合があります。

(3) 基金事務所への来所について

各種請求書のご提出は、感染拡大防止等の観点から、基金事務所への来所はお控えいただき、できる限り郵送でお願いいたします。

3. お問合せ先

○年金に関するご相談、年金・一時金の請求等に関すること

業務グループ年金給付担当 電話：03-3667-5815

○年金の支払に関すること、受給者の各種届出書等に関すること

業務グループ年金支払担当 電話：03-3667-5816

以上